

道路占用料の誤徴収について

道路に地下埋設管を敷設する場合、設置者（占有者）は道路法第32条第1項第2号に規定された物件として道路管理者（横浜市。各土木事務所等が手続上の実務を担う。）に道路占用許可の申請を行い、横浜市は内容を確認して許可を行うとともに、管の外径の大きさの区分と延長に応じた道路占用料を徴収します。

このたび、保土ヶ谷土木事務所において、管の外径の登録誤りにより道路占用料を誤徴収していることが判明しました。他の土木事務所によるものも含めた同様の道路占用許可716件*について、一般占用物件管理システム（以下「システム」という。）上の許可データと申請書類を突合調査したところ、平成21年度から複数の土木事務所において道路占用料を過大徴収又は過小徴収していたことが判明しました（下表のとおり）。

今後、占有者の皆様にお詫びするとともに丁寧な説明を行い、道路占用料の返還及び追加納入のお願いをしております。また、再発防止に向けた取組を徹底しております。

※平成21年4月の条例改正以前に道路占用許可を受けた地下埋設管で、外径区分の細分化により区分の設定が見直されたもの（占用料免除のものを除く。）。2(1)参照。

土木事務所	外径区分の登録誤りによる				数量の入力誤りによる			
	過大徴収		過小徴収		過大徴収		過小徴収	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
神奈川							2	5,105 (16,470)
西			1	11,920 (28,222)				
中			1	2,708 (6,416)				
保土ヶ谷	1	436,478 (1,026,239)						
旭							1	0 (692)
青葉	1	4,144 (8,806)						
都筑			2	1,313,464 (3,141,853)				
戸塚	1	93,832 (199,393)			1	220 (1,427)		
栄							1	2,217 (5,248)
計	3	534,454 (1,234,438)	4	1,328,092 (3,176,491)	1	220 (1,427)	4	7,322 (22,410)
(時効対象額)		699,984		1,848,399		1,207		15,088

注1：金額欄の上段は時効対象外の額（＝返還又は追加納入の対象）。下段の括弧内は時効対象も含めた総額。

注2：過大徴収については道路占用許可日が平成29年度以前のものに対して、過小徴収については同じく平成30年度以前のものに対して、それぞれ時効が成立しています。

1 判明した経緯

令和5年1月17日、占有者である1事業者から保土ヶ谷土木事務所に提出された地下埋設管の道路占用許可の変更申請について、担当者がシステムに登録されている当初の許可データ（平成17年度）と突合したところ、管の外径が誤って登録されており、道路占用料を過大徴収していることが判明しました。

2 誤徴収の原因

(1) 外径区分の登録誤り 【参考資料あり】

地下埋設管の道路占用料は、管の外径の大きさの区分と延長に応じて算出されますが、1つの申請に外径の異なる複数の管が含まれる場合、外径の大きさの区分が同じものは、延長を合算して占用料を算出しています。

平成21年度の横浜市道路占用料条例の改正時に、外径区分の細分化（6区分→9区分）と単価の再設定が実施されており、本来であれば、延長を合算する際、細分化された新しい外径区分に基づき占用料を算出すべきところ、今回誤徴収が判明した物件についてはそれを怠り、異なる外径区分に基づいて占用料を徴収し続けていたものです。

(2) 数量の入力誤り

管の外径区分の細分化を原因とするものではなく、占有物件の数量をシステムに入力する際の誤りにより、誤徴収が継続していたものです。

3 今後の対応

(1) 誤徴収について

誤徴収に該当する占有者の皆様に対して、お詫びと丁寧な説明を行った上で、時効対象外の道路占用料の返還及び追加納入の依頼をします。

なお、申請から5年以上が経過し、本市と占有者の双方において申請書類が保存されていなかったなどの理由で許可データとの突合ができず、誤徴収が生じていたかどうか突き止められなかった物件（計230件）については、該当する占有者の皆様に対して申請書類の再提出を依頼しており、道路占用料をはじめ、占有許可に係る状況を適正化します。

(2) 再発防止について

ア 外径区分の登録誤り

誤りの一因が「外径の大きさの区分が同じ地下埋設管は、延長を合算してシステム登録している」ことであるため、外径の大きさの区分が同じでも1本ずつ登録することとし、延長を合算して占用料を算出することを禁止しました。

また、申請書類の保管を徹底するため、システムを改修して、書類の情報をシステム内に取り込めるように今年度内を目途に改めるとともに、申請書類の保存期間を現在の「5年」から「常用（5年）」と改め、占用の廃止等まで文書が廃棄されることのないよう、占有関係文書の管理を強化します。

イ 数量の入力誤り

職員が入力を行わず、電子申請からデータを直接取り込むシステム改修を令和6年度までを目途に行うとともに、システム改修が完了するまでの間、担当者によるダブルチェックの再徹底や責任職の確認強化により、再発防止に取り組みます。

お問合せ先
道路局管理課長 南 正也 Tel 045-671-2753

【参考資料】※「2(1)外径区分の登録誤り」関係

■管の外径区分の細分化

H20年度まで（6区分）	占用料（m・年）	H21年度から（9区分）	占用料（m・年）
0.1m未満	100円	0.07m未満	83円
		0.07m以上0.1m未満	120円
0.1m以上0.15m未満	150円	0.1m以上0.15m未満	180円
0.15m以上0.2m未満	200円	0.15m以上0.2m未満	240円
0.2m以上0.4m未満	410円	0.2m以上0.3m未満	350円
		0.3m以上0.4m未満	470円
0.4m以上1.0m未満	1,000円	0.4m以上0.7m未満	830円
		0.7m以上1.0m未満	1,200円
1.0m以上	2,000円	1.0m以上	2,400円

※占用料はH20, 21年度の額

■「外径の大きさの区分が同じものは、延長を合算して占用料を算出」とは

（例）「外径0.05mの管10m」と「外径0.08mの管20m」の2物件が申請された場合

《平成20年度まで》

「0.1m未満」の管という区分が同じなので、延長を10m+20m=30mと合算。
占用料単価は100円/m・年なので、年間道路占用料は3,000円。

《平成21年度から》

「0.07m未満」の管10mと「0.07m以上0.1m未満」の管20m …区分が別なので延長合算せず。
占用料単価は「0.07m未満」は83円/m・年、「0.07m以上0.1m未満」は120円/m・年なので、
年間道路占用料は、830円+2,400円=3,230円。